

対面的対話に関する質問回答

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
1	参考資料 2-1 地盤調査 結果(車庫 付近)	1					地質調査結果(車庫 付近)	配置・平面上のボーリング位置が分 かる資料を頂きたい。	一般資料に追加します。
2	参考資料 2-3 地盤調査 結果(第二 実習棟付 近)	1					地質調査結果(第二 実習棟付 近)	配置・平面上のボーリング位置が分 かる資料を頂きたい。	一般資料に追加します。
3	参考資料 2-1,2-2, 2-3 地盤調査 結果						地質調査結果	計画地盤において支持層の傾斜が 想定されます。既存ボーリングデー タのみでは、設計資料として不足して いるため、追加のボーリング調査を 考えています。調査費用は別途と 考えて宜しいでしょうか。	事業者の負担で実施してください。
4	参考資料 2-1,2-2, 2-3 地盤調査 結果						地質調査結果	既存のボーリングデータから推測して 計画した基礎・杭について、追加 ボーリングの結果により基礎・杭の形 状が変更した場合は既存の資料から 推測できないものとして増減対応と していただく認識でよろしいでしょ うか	ご理解のとおり、既存の資料から推 測できないものとして増減対応しま す。
5	参考資料 2-1,2-2, 2-3 地盤調査 結果						地質調査結果	支持層確認のため小型重機による追 加調査を検討しています。調査の際 は小型重機が走行するため仮囲い を行うよう考えております。設置して 宜しいでしょうか。なお、仮囲い設 置期間は約3.5ヶ月を予定してい ます。	仮囲い設置は可能です。 ただし、車庫に駐車している、バス 及び官用車は通行できるように仮 囲いを計画してください。
6	参考資料 2-1,2-2, 2-3 地盤調査 結果						地質調査結果	既存棟の解体時期に制限はありませ んか。既存棟の解体を先行して行 ない、早めにボーリング調査を実施 することは可能でしょうか。	R7.8.29公表の質問回答No.1の とおり、居ながら工事のため解体 時期は事前協議としております。
7	-						計画通知申請先につ いて	計画通知申請先は民間検査機関と してもよろしいでしょうか。	計画通知申請先は民間検査機関 で支障ありません。
8	資料2 要 求水準書	4	2	4			施設整備業務の期間	青葉寮の解体時期についてⅠ期工 事の引き渡し時期と設計工程を勘 案した場合、工事期間が適正なもの としない可能性があります。青葉寮 の解体時期を2027年4月など新 入生入学に合わせた設定等ではなく 、2026年9月から開始でよろしい でしょうか。	R7.8.29公表の質問回答No.1の とおり、居ながら工事のため解体 時期は事前協議としております。 青葉寮の解体については、2026 年9月から開始可能です。
9	資料2 要 求水準書	4	2	4			施設整備業務の期間	2期工事における新実習棟と学生寮 Ⅱ期の引渡し時期がずれておりそ れぞれ引渡しするためには同一敷 地で同時期に2件の計画通知の届 出が必要となりますが可能と考 えてよろしいでしょうか。	計画通知1申請で2棟を申請する ことが可能です。
10	資料2 要 求水準書	4	2	4			施設整備業務の期間	各施設毎に引渡日が記載されてお りますが、基本設計開始時期は事 業者の提案により、4棟同時に基 本設計を開始してもよいという理 解でよろしいでしょうか。棟毎に 基本設計期間を分けて、同時並 行で進めることで効率的に設計を 進めることができると考え ます。 仮に4棟同時の設計業務が可能と なる場合は、新学生寮(第Ⅱ期)及 び新実習等の設計費(必要な調 査費用を含む。)については、新 教舎兼複合訓練棟及び新学生寮 (第Ⅰ期)と同様のタイミング から支払いを開始いただけませ んでしょうか。	ご理解のとおり、棟毎に基本設 計期間を分けて、同時並行で実 施する提案を認めます。 但し、設計費の支払時期につ いては、原案通り、各棟引渡 し後からとします。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
11	別添資料 2-1-2 各室の性能特記事項	25					(A12)ディーゼル機関実習室、 (A13)補助ボイラ実習室、 (A20)工作実習室 (A21)補機実習室、 (A22)自動制御実習室、 (A23)電気実習室、 (A24)機関教材室	(A12)ディーゼル機関実習室、 (A13)補助ボイラ実習室、(A20)工作実習室(A21)補機実習室、(A22)自動制御実習室、(A23)電気実習室、(A24)機関教材室の共通事項において・ディーゼル機関実習室、工作実習室及び機関教材室は、H4000H4000×W6000、4tトラック等乗り入れ想定・補助ボイラ実習室、補機実習室、自動制御実習室及び電気実習室は、H3000H3000×W3000、1tフォークリフトの出入り想定となっていますがそれぞれ直接室内に乗り入れ、出入りが必要でしょうか	要求水準のとおり整備願います。床荷重、天井高については別途指定のとおり。トラック等については各室の天井クレーン可動域直下まで乗り入れ荷下ろしができる計画、フォークリフトは室内乗り入れ、出入りが可能な計画としてください。フォークリフトは、実習に伴い断続的に出入りを行います。スロープは常設としてください。当方で想定している開口部のイメージ図は別紙のとおりです。 ※別紙については、入札説明書に記載の担当部局までお問い合わせください。
12	別添資料 2-1-2 各室の性能特記事項	38 他					(D6・D7)整備実習室 (基本作業及び整備作業)等	整備実習室(基本作業及び整備作業)等教舎棟兼複合訓練棟、実習棟の各実習室(特に床下配管敷設の想定がある室)は機器レイアウトにより計画に影響があるため、それぞれの機器の隣接関係や機器の大きさの資料をご提示いただけないでしょうか。室の形状が計画によるため、レイアウトなどの資料の作成が難しいのであれば現状のレイアウトの図面資料をいただけないでしょうか。	提案される部屋の形状が不明のためレイアウトの作成不可。必要面積算出のために使用したレイアウト略図は別紙のとおり。既存レイアウト図は別紙のとおり。機器の隣接関係及び部屋の隣接関係は要求水準書記載のとおり。(別紙参照) (D6・D7)整備実習室(基本作業及び整備作業)のレイアウトイメージについては別紙のとおり。 ※別紙については、入札説明書に記載の担当部局までお問い合わせください。
13	別添資料 2-1-2 各室の性能特記事項	7 他					各室の性能特記事項	A12ディーゼル機関実習室等各実習室において防音措置を講じた25名程度のKYT・ミーティング区画(プレハブ構造)を2か所設ける。等の記載がありますが、プレハブ構造ではなく、一般の間仕切りの区画としてもよろしいでしょうか。	一般の間仕切り区画で問題ありません、なお各実習室は特記にて天井高を指定していますが、各室内設置のミーティング区画に関しては一般区画と同等の天井高で構いません。
14	別添資料 2-1-2各室の性能特記事項	6 他					A12 ディーゼル機関実習室等	ディーゼル機関実習室と工作実習室、補助ボイラ実習室にて、それぞれ防音措置を講じた25名程度のKYT・ミーティング区画(プレハブ構造)を設けることとなっておりますが、当該区画を設ける代わりに、スペースの有効活用も踏まえ、普通教室等の空き教室を使用する運用としていただきたい。	実習の合間で教室を移動しての授業は時間的に不可。 ただし、実習室に隣接してKYT・ミーティング専用の普通教室を水準書の部屋に追加で計画してもよい。 なお各実習室は特記にて天井高を指定していますが、各室内設置のミーティング区画に関しては一般区画と同等の天井高で構いません。
15	資料3 提出書類の記載要領	11	第1	5	(2)	B	各様式の記載事項 昇降機設備交通計画書	「建築設備設計基準の交通計算方法に基づき計算式及び計算根拠となる資料を記載すること。」とありますが、現地説明会の際、日常学生は階段を利用すると伺いました。日常使用想定ですと台数等、過剰スペックとなることが考えられます。計算根拠等計算を行い、計算に基づいた台数が必要でしょうか。	当初計画では低層で計画しておりましたが、現在の計画では高層の計画となることを想定していますので、学生は日常的に昇降設備を使用します。 そのため、入寮人数に対して適正な台数となるように設置台数を計画してください。 特に学生は基本的に同じ時間での移動となるため、高層部に入居する学生に配慮した計画としてください。 計画の根拠として「1992年版 建築設計・施工のための昇降機計画指針」(一般社団法人日本エレベーター協会)に定める共同住宅のサービス水準又は同等以上のサービス水準による交通計算等を行った根拠資料が必要です。 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の交通計算方法に基づく台数の設定は不要です。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
16	別添資料 2-1-2各室 の性能特 記事項	12					A25調理実習室	1階以外に配置する場合は、通常の 出入口とは別に食材搬入運搬用の 貨物エレベーターを設置するとありま すが、貨物エレベーターは学生等の 利用を想定した利用者用のエレベ ータと兼用してよろしいでしょうか。 エレベーターは整備費用のみなら ず、維持管理費も多額の費用がかか るため、普段利用頻度が少ないと想 定される利用者用エレベーターと兼 用可能とすることでコストパフォー マンスを図れると考えます。	食材搬入運搬用と学生等利用のエ レベーターは兼用可とします。
17	参考資料 2-4 インフラ設 備概要						インフラ設備概要 (1)電気	2025年6月13日付「実施方針等に関 する質問への回答書」No.131で、「各 建物に係る外構配線は新規に敷設 で計画」と頂いております。一方、No. 130では「既設ピットの使用は可能(余 裕は殆どないが)」、No.129で「新教舎 棟建設に係るインフラ盛替えも本工 事」との回答も頂いております。 配線敷設について検討した結果、敷 地の道路部分全体に埋設配管を敷 設しなければならないと考えられま す。不要な埋設配管工事を回避する 為に、新教舎棟の盛替えは新設配管 でルートを確認し、他は既存ピットや 既存配管が使用できることとして今回 提案とさせて頂きたい。また仮に事業 開始後に調査を行った上で、既存 ピットや既存配管が使用できなかった 場合には別途費用の負担をご検討 いただけませんか。	事業開始間までに必要な確認を実 施のうえ、必要に応じて事業費に計 上してください。 提案書作成に当たって調査を実施 したい場合は、事業者の負担で調 査を実施することを認めます。
18	資料2 要 求水準書	7	3	1	4		事業者による事業の 調整に関する事項	総括代理人又は総括代理人直属の スタッフは管理統括責任者と兼任し てはならないと記載がありますが、総 括代理人を専任で配置することを前 提に、維持管理期間中の総括代理 人直属スタッフと管理統括責任者を 兼任可能にしていきたい。	可とします。
19	資料2 要 求水準書	66	5	2	1	1	建築物点検保守に係 る要求水準	今回整備する4棟について、建築物 における衛生的環境の確保に関する 法律(以下、ビル管法)上の「特定建 築物」に該当しますでしょうか。現時 点では以下の通り想定しています。 ・新教舎兼複合訓練棟…特定用途 「事務所」or「集会場」 →3,000㎡超のため、特定建築物に 該当 →ビル管法の点検・清掃基準を適用 ・新学生寮第Ⅰ期、第Ⅱ期…寮は特 定用途に該当せず、特定建築物非 該当 →ビル管法の点検・清掃基準は努力 義務 ・新実習棟…特定用途「事務所」or 「集会場」 →3,000㎡未満想定のため、特定建 築物非該当 →ビル管法の点検・清掃基準は努力 義務	すべての建物はビル管法の対象外 です。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
20	資料2 要求水準書	67	5	2	4		建築基準法第12条点検業務	建築基準法第12条及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条の規定に基づき行う点検としては、「建築設備定期検査」「特定建築物定期調査」防火設備定期検査」の3つございます。今回整備する4棟とも、この3つが必須点検であるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、特定建築物定期調査(3年1回)については、用途によって報告年度が変わってくるため、年度をご教示いただけますと幸いです。	計画通知に記載されている用途は「専修学校」となっています。
21	別添資料 2-1-2各室の性能特記事項	17					B10 食堂	B10新学生寮(I期)食堂においてパーテーション等で200名程度ずつに区切れるように計画とする。(パーテーション等は200名程度と分かるような目印として使用するのではなく、パーテーション等で200名程度ずつに区切るイメージ)との記載がありますが、スライディングウォールで区切るのではなく、床置きのパーションで仕切るように計画しても宜しいでしょうか。	床置きのパーションは不可とします。 建物付属の設備で計画してください。
22	別添資料 2-1-2各室の性能特記事項	17					B10 食堂	B10新学生寮(I期)食堂においてパーテーション等で200名程度ずつに区切れるように計画とする。(パーテーション等は200名程度と分かるような目印として使用するのではなく、パーテーション等で200名程度ずつに区切るイメージ)との記載がありますが、カーテンレールを設置し、カーテンで区切るように計画しても宜しいでしょうか。	区切る用途は感染症対策がメインとなりますので、感染防止対策が可能なカーテンであれば問題ございません。ただし、カーテンレールを設置する場合は、カーテン調達設置も事業者手配とします。
23	別添資料 2-1-2各室の性能特記事項	17					B10 食堂	B10新学生寮(I期)食堂において120インチのモニター4台設置について120インチモニターサイズは2.6m×1.5m以上のサイズとなり、常設設置となると壁面固定となるため、邪魔となることが考えられます。サイズを小さくする、若しくはプロジェクターとスクリーンに変更することは可能でしょうか。	スクリーンでの提案を可とします。 ただし、スクリーンの提案となる場合は、プロジェクターが設置可能となるように、電源設置やプロジェクターの天吊り架台等の付帯設備を計画すること。
24	別添資料 2-1-2各室の性能特記事項	13, 17等					A28 一般事務室 等	A28教舎棟兼複合訓練棟一般事務室、B10一般事務室等、可動式間仕切り、スライディングウォールの設置の記載がある室の可動式間仕切り、スライディングウォールは遮音の必要性の記載がない室は遮音性能は不要と考えて宜しいでしょうか。また、天井裏の遮蔽は必要でしょうか。	可動式間仕切り、スライディングウォールには一般的な遮音性能が必要です。 天井裏の遮蔽は不要とします。
25	資料2 要求水準書	11	4	3	1	1	木造化・木質化について	木造化・木質化を教舎棟兼複合訓練棟:玄関庇、学生寮(I期・II期):屋上物干し場屋根、実習棟:テラス屋根を想定しておりますが方針として問題ないでしょうか。	要求水準書に定める木造化の条件を満たしているのであれば問題ありません。
26	資料2 要求水準書	13~15					各建物の諸室の概要	各室面積について「記載面積を基本とする」の記載がある室について室の什器レイアウト等、室の用途・性能が満足している場合、若干面積を下回っても差支えないでしょうか。	什器レイアウト等、室の用途・性能が満足している場合、若干面積を下回っても差し支えありません。 ただし、机等のレイアウト(離隔距離)については、国家試験会場として規則で決められているため、要求水準書に記載されている離隔距離は厳守してください。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
27	資料2 要求水準書	63	5	1	5	4	報告書の作成、提出等	翌開庁日に提出する業務日報の提出先は海上保安庁となっておりますが、提出方法はメールもしくは現地(海上保安学校)への提出のどちらでしょうか。仮に現地での提出の場合ですが、委託先からの提出で問題ないでしょうか。事業契約書(案)第17条第1項に記載の、貴庁より承諾を得た委託先に限ります。	本庁及び海上保安学校へメールで提出をお願いします。
28	資料2 要求水準書	66	5	2	1	1	建築物点検保守に係る要求水準	学生寮の厨房にグリストラップを設置する場合、建築物における衛生的環境の確保に関する法律においては、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に行うことが義務付けられていますが、毎日食事を提供する特性上、一般的に1～2ヶ月に1回の頻度で行うことが推奨されています。例えば厨房で勤務する方にて、阻集器に溜まった生ゴミを毎日取り除いていただくことで、グリストラップ清掃の頻度を減らすことに繋がります。このような日常的な清掃について海上保安学校側のご協力を得られますと幸いです。	阻集器に溜まった生ゴミの取り除き作業等の日常的な清掃については、学校側でも協力いたします。その場合は、作業手順等のマニュアルを事業者で作成してください。
29	別添資料3-4 運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準						電灯設備	「球切れにより点灯しなくなった際には、管球交換を遅滞なく行う。」とありますが、新施設に設置する照明器具は基本的にLEDとする想定です。また、巡回点検を行うスタッフにて、翌開庁日に現地を確認し、必要な工事手配を行うイメージとなりますので、「照明器具が点灯しなくなった際には、速やかに必要な措置を行う。」としていただけると幸いです。	「照明器具が点灯しなくなった際には、速やかに必要な措置を行う。」で問題ありません。
30	資料1-3 事業費の算定及び支払方法	7	2	3	(2)	①	各建物の維持管理費	「各回の支払額については～平準化は求めない。」と記載がありますが、事業者の要望として平準化とすることをお認めいただけますと幸いです。	平準化によるご提案でも構いません。
31	資料1 事業契約書(案)	3	2	9	8		契約の保証	維持管理業務に係る契約保証金の額については、各年度の維持管理費に相当する額の100分の10以上とすると記載がございますが、事業契約書第84条2項にて、各建物の引渡し後の契約解除に関して、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、維持管理費の総額の39分の2の10分の1に相当する額を違約金として支払うと記載がございます。当該箇所を第84条2項に合わせ、維持管理費総額の39分の2の10分の1に相当する額に変更していただけないでしょうか。	維持管理費総額の39分の2の10分の1に相当する額に変更します。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
32	入札説明書	22	26				技術者の変更について	<p>「・・監理技術者は、本施設の引き渡し完了するまでの間(各工区、各工事種別、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。)、原則として変更できない。」とありますが、引渡しまたや棟毎のタイミングで監理技術者の配置及び変更は可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また現在申請させて頂いている監理技術者につきまして、新たに現在申請している技術者と同等の資格を有する者について新たに申請させて頂き配置変更を可能という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>本事業は複数棟・長期間の施設整備となる為、働き方改革のみならず、複数の技術者を配置させることで持続可能な企業経営や人材育成、リスクマネジメント等にも配慮し本事業を進めていきたいと考えております。</p>	ご理解のとおり、引渡しまたは棟毎のタイミングで監理技術者の配置及び変更は可能です。配置変更を行う場合は、入札説明書に示す参加資格要件を満たす技術者を配置してください。
33	資料1-4 行政財産の使用許可に関する書類(案)	5, 11	9	2			使用上の制限	<p>「使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない」とありますが、付帯事業を担う企業が直接貴庁と契約を結ぶことをお認めいただきたい。</p>	付帯事業を担う企業と海上保安庁の直接契約は想定していません。事前の海上保安庁の承認を前提に転貸を認めます。
34	別添資料 2-1-1各室性能表						耐震安全性	<p>「活動拠点室等」や「非構造部材」、「建築設備」の耐震安全性が諸室ごとに異なるものが要求されておりますが、例えば新教舎兼複合訓練棟の「活動拠点等」は「一」、「非構造部材」は「B」、建築設備は「乙」など、棟毎に統一したものを採用してよろしいでしょうか。</p> <p>同様に、「様式17-4」のチェックシートも採用した耐震安全性に合わせて、チェックすればよいという理解でよろしいでしょうか。</p>	棟ごとに統一したものを採用とします。
35	別添資料 2-1-3各室に設置する機器・備品等	6					寮室	寮室の家具類が事業者による調達になっておりますが、解体予定の既存の学生寮から一部の家具を移設することは可能でしょうか。事業期間中または事業終了後でも損傷が生じた時点で別途発注することも可能であり、状態の良いものは有効活用すべきと考えます。	家具の移設・転用の提案は不可とします。
36	別添資料 2-1-3各室に設置する機器・備品等	2, 4, 5					天井クレーン	ディーゼル機関実習室や工作実習室、機関教材室で6tや5t用の天井クレーンの設置が求められておりますが、現地説明会にて確認したところ、ディーゼル機関実習室等には1tや300kgの天井クレーンの設置が見受けられました。本件でも同様の使用方法をご検討されている場合、6tや5t用は過剰な仕様と考えます。事業者により調達する天井クレーンのうち、6tや5tの天井クレーンは1tクレーンでも良いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準のとおり整備してください。現状設置されている門型クレーンについては各機器の個別整備用です。天井クレーンは各室の設置機器そのものの移動、搬出入を想定しています。
37	別添資料 2-1-2各室の性能特記事項	12					A24 機関教材室	A24教舎棟兼複合訓練棟機関教材室において、ディーゼル機関実習室に隣接した配置とし、実習機器等の搬出入が容易にできる構造とすること。なおディーゼル機関実習室との境界には壁面を設けない。との記載がありますが現地説明会で壁と扉が必要。とのご説明をいただきました。壁、扉を設置するものとして宜しいでしょうか。	要求水準書が正です。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
38	資料2 要求水準書	16	4	3	1	2	撤去建物・工作物の概要と床面積	仰青寮撤去後の土地利用計画の想定はございますでしょうか。学生寮Ⅰ・Ⅱ期の間の渡り廊下は範囲外となりますが厚生棟まで延長が必要でしょうか。また車庫・仰青寮の撤去後は砂利敷きならし程度の整備と考えて宜しいでしょうか。	現状は土地利用計画の想定はなく広場として使用予定です。学生寮Ⅰ期とⅡ期をつなぐ渡廊下は必要ですが、新寮と既存厚生棟をつなぐ渡廊下の計画は不要です。また、撤去後は砂利敷きならし程度の整備で問題ありません。
39	別添資料2-1-1、2-1-5 各室性能表、各室性能表凡例						各室性能表、各室性能表凡例	各室の内部仕上について例えば倉庫等の天井に岩綿吸音板の記載がありますが、岩綿吸音板までは不要と考えます。各室の用途によりメリハリをつけ、壁の仕上のEPも意匠的配慮を考え、クロス張りとするなど、仕上についてご提案してもよろしいでしょうか。	提案を認めます。内部仕上げについては、各室の用途及び隣接する室に合わせ、メリハリをつけた提案としてください。
40	資料3 提出書類の記載要領	10	第1	5	(2)	B	各様式の記載事項配置図②	枚数制限が1枚となっておりますが指定頂いた縮尺1/800では敷地全体が入りません。新設する建物の周囲が入る縮尺とし、教舎棟、学生寮Ⅰ期・Ⅱ期、実習棟の3枚としていただけないでしょうか。	複数枚分けての作成を可とします。
41	資料3 提出書類の記載要領	10	第1	5	(2)	B	各様式の記載事項配置図②	記載する内容 4)に外構の主なレベル(TP表示)の記載がありますが、TP表示のレベルの記載がある既存の敷地の資料がない為、記載することが困難です。記載が必要でしたらTP表示の記載のある資料をご提示いただけないでしょうか。	TP表示は不要とします。
42	資料3 提出書類の記載要領	10	第1	5	(2)	B	各様式の記載事項配置図②	記載する内容 1)に車両(自動車、自転車)の駐停車スペース及び台数の記載がありますが今回整備は自転車置場のみと考えます。駐停車スペースの記載は不要と考えて宜しいでしょうか。	駐停車スペースは記載不要です。要求水準書の記載に基づき、荷物搬出入用車両の駐車及び転回スペースは記載してください。
43	資料3 提出書類の記載要領	10	第1	5	(2)	B	各様式の記載事項平面図・屋根伏図	平面図・屋根伏図に縮尺1/600の指定がありますが、主要家具・什器備品のレイアウトを記載するには縮尺が小さく、表現が困難です。縮尺を1/300～1/400としても宜しいでしょうか。	縮尺の変更を可とします。
44	資料3 提出書類の記載要領	10	第1	5	(2)	B	各様式の記載事項立面図	平面図同様縮尺を1/300～1/400としてもよろしいでしょうか。	縮尺の変更を可とします。
45	-						インフラ排水に関して	既設の汚水・雑排水の資料はご提示いただきましたが、計画建物周囲の雨水排水について資料のご提示をいただけないでしょうか。	計画建物周囲の雨水排水の資料はありません。雨水は学校敷地内の側溝から海へ排水されています。必要がある場合は現地見学も可能です。
46	資料2 要求水準書	63	5	1	5	4	報告書の作成、提出等	実施報告書や修繕履歴など、情報の共有のためにクラウドストレージサービスを検討したいのですが、海上保安庁はどのようなサービスであれば使用可能でしょうか。	基本的には事業者提案のクラウドサービスで構いませんが、セキュリティ上の手続きがありますので、事前に利用するクラウドサービスをお知らせください。なお、手続き上、ご提示いただいたクラウドサービスが利用不可となる可能性もあることにご留意願います。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
47	-						-	維持管理業務への活用を目的として、各諸室内の3D撮影を検討しています。あくまでも内部で使用するもので外部へ公開するものではありませんが、撮影することは問題ないでしょうか。また、撮影不可エリアがあればご教示ください。	引渡し前であればすべての部屋を撮影していただいて結構です。引渡し後については、可能な限り対応しますが別途調整とします。
48	別添資料3-5 清掃作業基準表						新教舎兼複合訓練棟、学生寮Ⅰ、Ⅱ、実習棟	定期清掃の作業内容に「高所ガラス拭き」とありますが、高所とは1Fから高層階のすべてのガラス面(内外面)の清掃との認識でよろしいでしょうか。高所ガラス拭きの範囲をご教示下さい。	1Fから高層階のすべてのガラス面(内外面)の清掃との認識です。
49	別添資料3-5 清掃作業基準表						新教舎兼複合訓練棟、学生寮Ⅰ、Ⅱ、実習棟	定期清掃の排水溝清掃の排水溝とは具体的にどの部分でしょうか。(建物共用部、トイレ、洗面所など)	新設建物に付属するもの全てです。
50	入札説明書	21	21	3	③		開札	8/22公表の入札説明書等に関する質問回答No2で「再度入札は直ちに実施する・・・」とありますが、令和8年1月13日 14時に開札後、再度入札を行う場合、どのくらいの期間を空けて行う予定でしょうか。	再度入札は当日中に実施します。
51	資料2 要求水準書	21, 22, 48					-	要求水準書に記載の給水機能の確保、排水機能の確保、本敷地に関する耐震性能等が入札公告時から追加で記載され、設計意図伝達に関する資料等の作成(数量調書に関する拾い図・アイソメ図等の作成)が削除されておりますが、追加及び削除された理由をご教示いただきたい。	修正版をHPに掲載します。
52	資料1 事業契約書(案)	11	31	6			物価等の変動に基づく施設費の改定	「予期するこのできない特別の事情により・・・急激なインフレーション・・・を生じ、施設工事費が著しく不相当となったときは・・・建設工事費の変更を請求することができる」とありますが、本事業は施設整備期間が長期にわたるため、状況によっては、施設整備期間中に複数回、建設工事費の変更を請求することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、建設工事費の変更を請求することはできますが、客観的に変更が妥当と言える資料の提出及び協議が必要となります。
53	資料3 提出書類の記載要領						様式番号	「提出書類の記載要領」と「様式集」に記載された番号に齟齬があるものに関しては、提案書類の記載要領の様式番号を正として作成すれば宜しいでしょうか。(B-5-1工程計画、B-5-3各室面積表、B-5-19建設工事費等)	令和7年8月4日に様式番号を更新したデータを公表しています。
54	資料1 事業契約書(案)	2	2	9	1		契約の保証	事業契約締結後最初の施設整備業務契約の締結日から仰青寮の解体後の敷地の引渡し日までの間の契約の保証が求められておりますが、本件は新設する4施設の引渡日が異なるため、新教舎兼複合訓練棟と新学生寮Ⅰの竣工後に保証金額の減額をお認めいただきたい。 なお、契約条文に規定がない場合、保険金額の見直しに応じない保険会社もあるため、以下の趣旨を契約書に明記いただけますと幸いです。 「工事完成部分の引渡しに応じ契約金額が減少した場合、履行保証保険の保険金額または保証金額を、当該減少後の契約金額に応じて減額することができる。」 また保証金額の設定に応じて、事業者の責めに帰すべき事由による契約解除による違約金も減額いただきたい。	可とします。 契約条文に施設竣工後の保証金額の減額を容認する旨の追記を行います。

	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
55	資料-1-2 業績等の 監視及び 改善要求 措置要領						ペナルティによる減額 及び違約金	モニタリングによる減額だけでなく同額の違約金を設定が存在すると、プロジェクトファイナンスによる資金調達に際し、SPCは当該違約金に応じた現金の積立て等を金融機関から求められることが想定されます。当該積立金は、資本金や事業者劣後融資等で補うこととなり、SPCのコストが上昇し、ひいては入札における提案価格の上昇に繋がると思料いたしますので、当該違約金にかかる記載の削除を検討いただきたく存じます。	「事業費の減額を行う。又、提案等の未達成の状況に応じて違約金の請求を行うことができる」とします。
56	資料-1-2 業績等の 監視及び 改善要求 措置要領						-	施設整備費の留保は、支払区分毎の当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合のみ、業務不履行が継続している期間中に行われ、超えない場合(減額相当額が維持管理・運営費の範囲内となっている場合)には当該留保は行われないと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	入札説明書に関する第1回質問回答(8/22公表分)	3				33	施設整備費の支払いスケジュール	当該質問に関し、後段の2回目以降の支払い時期については例としてお示ししている通り、令和12年4月～令和13年3月分を令和12年4月にお支払いいただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、令和12年4月～令和13年3月分を令和12年4月に支払います。